

平成19年
飯塚市議会会議録第3号
第1回

平成19年4月9日（月曜日） 午前10時02分開議

●議事日程

日程第8日 4月9日（月曜日）

第1 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 1号 飯塚市筑穂ふるさとセンター条例を廃止する条例
(厚生文教委員会)
- 2 議案第 2号 飯塚市平恒本町集会所条例を廃止する条例
(厚生文教委員会)
- 3 議案第 3号 飯塚市老人児童館条例を廃止する条例
(厚生文教委員会)
- 4 議案第 4号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(建設委員会)
- 5 議案第 5号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(厚生文教委員会)
- 6 議案第 6号 第1次飯塚市総合計画基本構想を定めることについて
(第1次総合計画基本構想特別委員会)
- 7 議案第 7号 損害賠償の額を定めることについて
(総務委員会)
- 8 議案第 8号 市道路線の廃止について
(建設委員会)
- 9 議案第 9号 市道路線の認定について
(建設委員会)
- 10 議案第10号 専決処分の承認について(平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))
(総務委員会)
- 11 議案第11号 専決処分の承認について(平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第7号))
(総務委員会)
- 12 議案第12号 専決処分の承認について(平成18年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号))
(厚生文教委員会)
- 13 議案第13号 専決処分の承認について(平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計補正予算(第2号))
(厚生文教委員会)
- 14 議案第14号 専決処分の承認について(飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例)
(厚生文教委員会)
- 15 議案第15号 専決処分の承認について(福岡県後期高齢者医療広域連合の設置)

- (厚生文教委員会)
- 16 議案第16号 専決処分の承認について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更）
(総務委員会)
- 17 議案第17号 専決処分の承認について（福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減）
(総務委員会)
- 18 議案第18号 専決処分の承認について（福岡県市町村災害共済基金組合同約の変更）
(総務委員会)
- 19 議案第19号 専決処分の承認について（福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減）
(総務委員会)
- 20 議案第20号 専決処分の承認について（福岡県自治振興組合同約の変更）
(総務委員会)
- 21 議案第23号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号））
(市民経済委員会)
- 22 議案第25号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計暫定予算）
(厚生文教委員会)
- 23 議案第26号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市老人保健特別会計暫定予算）
(厚生文教委員会)
- 24 議案第27号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市介護保険特別会計暫定予算）
(厚生文教委員会)
- 25 議案第28号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算）
(総務委員会)
- 26 議案第29号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計暫定予算）
(市民経済委員会)
- 27 議案第30号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市介護サービス事業特別会計暫定予算）
(厚生文教委員会)
- 28 議案第31号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
(市民経済委員会)
- 29 議案第32号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計暫定予算）
(市民経済委員会)
- 30 議案第33号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市駐車場事業特別会計暫定予算）
(建設委員会)
- 31 議案第34号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市汚水処理事業特別会計暫定予算）
(市民経済委員会)

- 32 議案第35号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市学校給食事業特別会計暫定予算）
（厚生文教委員会）
- 33 議案第36号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計暫定予算）
（厚生文教委員会）
- 34 議案第37号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市水道事業会計暫定予算）
（建設委員会）
- 35 議案第38号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計暫定予算）
（建設委員会）
- 36 議案第39号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市下水道事業会計暫定予算）
（建設委員会）
- 37 議案第40号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市立顯田病院事業会計暫定予算）
（厚生文教委員会）
- 38 議案第41号 専決処分の承認について（飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例）
（総務委員会）
- 39 議案第42号 専決処分の承認について（飯塚市副市長の定数を定める条例）
（総務委員会）
- 40 議案第43号 専決処分の承認について（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例）
（総務委員会）
- 41 議案第44号 専決処分の承認について（飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例）
（厚生文教委員会）
- 42 議案第45号 専決処分の承認について（飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例）
（総務委員会）
- 43 議案第46号 専決処分の承認について（飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）
（総務委員会）
- 44 議案第47号 専決処分の承認について（飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
（総務委員会）
- 45 議案第48号 専決処分の承認について（飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例）
（総務委員会）
- 46 議案第49号 専決処分の承認について（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
（総務委員会）
- 47 議案第50号 専決処分の承認について（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（厚生文教委員会）
- 48 議案第51号 専決処分の承認について（旧伊藤伝右衛門邸条例）
（厚生文教委員会）
- 49 議案第52号 専決処分の承認について（飯塚市立へき地保育所条例を廃止する条例）

- (厚生文教委員会)
- 50 議案第53号 専決処分の承認について（飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例）
(厚生文教委員会)
- 51 議案第54号 専決処分の承認について（飯塚市同和地区保健対策特別助成条例を廃止する条例）
(厚生文教委員会)
- 52 議案第55号 専決処分の承認について（サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例）
(市民経済委員会)
- 53 議案第56号 専決処分の承認について（飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例）
(市民経済委員会)

●会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（古本俊克）

議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。27番 道祖 満議員。

◆27番（道祖満）

3件ともですけれど、合併後、1年たつての議会でございますけれど、飯塚市筑穂ふるさとセンター、これについてもそうですけれど、飯塚市平恒本町の集会所、また、飯塚市老人児童館についてもそうなんですけれど、これ、地番が示されてないんですよ。それと、略図等もつけられておりませんので、わかる人はわかるでしょうけど、わからない人はわからないんじゃないかなど、私はちょっと、提案の仕方に少し配慮すべきではないかと思うんですけれど、地番ぐらいははっきり書くべきじゃないかと思えますけど、その点はどういうふうと考えられておったのかということですね。それをお尋ねしたい。

それとともに、なおかつ、この3つの建物については、当然、敷地面積があって建物が建っておると思うんですけれど、建物の建築日とか、そういうことも何も書かれてないわけですよ。説明もなされてないわけですね。だから、建物そのものの耐用年数がどれぐらいあるのか、資産価値がどれぐらいあるのかというのが全然わからないというのが1つあるんですけれど、それについてどういうふうと考えられておるのか。で、今後の利用はどういうふうにする考えなのか、と申しますのは、これ、市有財産ですから、今後の取り扱いについては、やはり十分な配慮が必要ではないかと思うんです。と申しますのは、やはり旧庄内町の土地の売却については、いろいろ新聞で書かれないきさつもありますんでね、そういう点から考えますと、もう少し、丁寧な説明が必要ではないかと思えますけど、検討するに当たって、その点について説明をお願いしたいんですけれど。

○議長（古本俊克） 生涯学習部長。

◎生涯学習部長（鬼丸市朗）

生涯学習部長の方からお答えさせていただきます。

大変失礼いたしておりますけども、筑穂ふるさとセンターにつきましては、指摘されますように、面積、地番等につきまして、この中に記入いたしておりますけれども、大変失礼いたしました。

た。床面積につきましては336.52平米で、この建物の所在地につきましては、内野3540番地の1が所在地となっております。

しかも、この施設につきましては、今後、公の施設検討委員会において、そのあり方を検討していくことになるかと思えますけれども、公の施設の設置として市が管理運営を行っていたものでございまして、事実上の管理は、地元町内会が管理を行ってございました。で、その利用も、地元住民の利用に限られていたというような現状でございます。施設の利用許可等の事務の見直しを今回行う上におきまして、条例を廃止いたしまして、地元町内会に貸し付け、または、譲渡していく方向で施設の有効利用活用を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古本俊克） 保健福祉部長。

◎保健福祉部長（永尾敏晴）

議案第2号と第3号の件でございますけれども、飯塚市の平恒本町の集会所並びに老人児童館につきましては、主に地元管理によりまして、地元の方に限って利用させてきたものでございます。今回、利用許可等の事務の見直しの中で条例を廃止するものでございまして、建物自体をすべて壊すということではございません。

平恒本町の集会所でございますけれども、所在地が平恒の2の8の7、昭和61年の1月に建物をつくりまして、面積的には162.29平米。それから、飯塚市の老人児童館でございますが、所在地が平恒200の5、建物の供用が昭和53年4月、建物面積が200.87平米でございます。

先ほども、生涯学習部長の方からもお答えしましたように、この公の施設につきましては、今後、公の施設の検討委員会を設けまして、今後のあり方ということを見直し、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（古本俊克） 27番 道祖 満議員。

◆27番（道祖満）

今後、施設の運用については、あり方については、検討していくということでございますけれども、地元の人たちにね、有効利用してもらおうのは結構だと思います。いろいろな使い方あるんだろうと思います。

ただ、問題は、例えば、旧飯塚市の鯉田幼稚園、今、つどいの広場というふうにご利用しておりますね。あれは、敷地も建物も市の物なんです。で、今回、補助金をいただいて建物の改修をやるということになっております。で、今までの建物の利用方法等があるから、今後検討の中で考えられていくとは思いますが、市の土地で市の建物だったら、建物についての保管理ということについては、市が責任をずっと負っていくのかどうか、この辺が、考え方を整理していかないと、いろいろと市の費用負担も重なっていくのではないかと思いますので、その点を今後検討していただきますよう要望して、終わります。

○議長（古本俊克）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案3件はいずれも厚生文教委員会に付託いたします。

議案第4号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は建設委員会に付託いたします。

議案第5号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。27番 道祖 満議員。

◆27番（道祖満）

これに関連してちょっとお尋ねしたいんですけど、12ページに、診療科の名前が出ており

ますね。診療科名が。この中に小児科が出ておりますけれど、聞くところによりますと、小児科は、週1回の診療だというふうに聞いておるんですけれど、これは事実なのかどうなのか。

で、事実とするならば、私は、少子高齢化の社会で子供を産み育てられる安心した環境をつくっていくという観点からいけば、市立病院のその役目としては、使命としては、やはり小児科というのは、大事や役目を担うのではないかというふうに考えるんですけれど、やはり週1回というのは少な過ぎるのではないかと思いますけれど、これはどのようにしておるのか、お尋ねいたします。

○議長（古本俊克） 企画調整部長。

◎企画調整部長（縄田洋明）

今の御質問の中で、小児科については、4月の2日から週1回ではないかというような御質問だと思います。確かに平成19年の4月から、整形外科及び小児科につきましては診療を再開するというので、さきの特別委員会の中で御了承いただいております。

しかしながら、地域振興医療協会の方も、最善の努力をさせていただきました結果、小児科の医師については全国的に医師不足というようなことございまして、4月の2日から、当面は、週1回で診療させていただきたいということになっております。しかしながら、本年度中の、いわゆる常勤医師の確保については、協会の方でも最善の努力をさせていただくと。それとあわせまして、来年の4月からは、飯塚市立病院として設置するような方向性で今現在進めていております。その際には、常勤の医師は必ず確保するというようなことでのお約束を確約をいただいておりますので、そういうことにお答えにかえさせていただきます。

○議長（古本俊克） 27番 道祖 満議員。

◆27番（道祖満）

今の御答弁で理解いたしますけれど、ぜひ、市立病院になった暁には、やはり週1回ということではなく、できるだけ常勤ということをお願いしていただきますよう要望して、終わります。

○議長（古本俊克）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は厚生文教委員会に付託いたします。

議案第6号を議題といたします。

本案は特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は、第1次総合計画基本構想特別委員会とし、委員定数は15名といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称は、第1次総合計画基本構想特別委員会とし、委員定数は15名とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番 川上直喜議員、7番 後藤久磨生議員、8番 江口 徹議員、10番 芳野 潮議員、11番 八児雄二議員、13番 上野伸五議員、14番 鯉川信二議員、16番 安藤茂友議員、18番 柴田加代子議員、19番 兼本鉄夫議員、22番 市場義久議員、23番 瀬戸 元議員、25番 西 秀人議員、29番 佐藤清和議員、33番 東 広喜議員、以上15名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました15名の方を、第1次総合計画基

本構想特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（古本俊克）

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので発表いたします。委員長、18番 柴田加代子議員、副委員長、13番 上野伸五議員であります。

お諮りいたします。第1次総合計画基本構想特別委員会に付託いたしました議案第6号については閉会中の継続審査とし、付託期間は次期定例会までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、第1次総合計画基本構想特別委員会に付託いたしました議案第6号については閉会中の継続審査とし、付託期間は次期定例会までとすることに決定いたしました。

議案第7号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は総務委員会に付託いたします。

議案第8号及び議案第9号、以上2件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案2件はいずれも建設委員会に付託いたします。

議案第10号及び議案第11号、以上2件を一括議題といたします。

質疑を許します。質疑はありますか。4番 楡井莞爾議員。

◆4番（楡井莞爾）

議案第11号の方の予算書ですかね、20ページをちょっと見ていただきたいんですけど。11号の補正予算の第7号ですね。

20ページに、病院費ということで、保健衛生費で計上されております、2,200万円。これ、潁田市立病院のこと、機械を購入するということのようなんですけど、その補助金なんですけど、この2,200万円が支出されておりますけど、予算の今度は支出の方での補正の方では、4,400万円ということになってます。で、これを私の担当の委員会ですけれども、そこで詳しくは質問させていただきますけど、補助金が2,200万円、それから、支出の方が4,400万円ということで、半分の補助金になってます。この4,400万円の残りの2,200万円、これは、どういう手当てをされるのかということだけ、お聞きしておきたいと思っております。よろしく。

○議長（古本俊克） 財政課長。

◎財政課長（実藤徳雄）

今、質問者が申されます病院会計と一般会計の仕組みでございますが、病院事業会計の4,400万円に対して、一般会計2,200万円の補助金を計上いたしております。で、残りの2,200万円については、病院会計の方で手当てするということになっております。

○議長（古本俊克） 4番 楡井莞爾議員。

◆4番（楡井莞爾）

病院会計は、事実上赤字というような状況の中で、病院の留保金で補てんするという点については無理があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（古本俊克）

楡井議員、はい、いいですか、はい、わかりました。ほかに質疑はありませんか。今の答弁は、委員会の中で審議してくださいということで。特別会計の中で審議してくださいということで、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。ほかに質疑はありませんか。7番 後藤久磨生議員。

◆7番（後藤久磨生）

審査要望いたしたいんですが、潁田病院を1年間で売り渡すという、譲渡するということが決まっているのに、新しい機械を入れられるわけですが、この費用負担の部分新しい今度譲渡する病院が、ある程度負担するのかどうかを協議していただきたいと思ひまして、審査要望いたします。

○議長（古本俊克）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案2件はいずれも総務委員会に付託いたします。

議案第12号から議案第15号までの4件を一括議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。31番 永露 仁議員。

◆31番（永露仁）

議案第13号 潁田病院事業会計補正予算について、今回の補正の専決でございますけれども、専決のあり方について、ちょっと、基本的な考えをお尋ねをしたいと思っております。昨年、専決処分のあり方について、地方自治法の改正がっております。で、まずお尋ねしたいんですが、この内容については御承知でしょうか。

○議長（古本俊克） 総務部長。

◎総務部長（坂口憲治）

専決処分につきましては、地方自治法の第179条でございます。議会を招集するいとまがないときは、議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間の余裕がないことが明らかであると認められるときは専決処分をすることができるということになっております。その規定に基づいて、このたび専決処分をしたものでございます。

○議長（古本俊克） 31番 永露 仁議員。

◆31番（永露仁）

昨年の11月の24日に施行されております。それで、179条につきましては、専決処分のあり方についての条文ですけれども、これまでは、少し抽象的な表現であったわけですね。議会を招集するいとまがないという、少し抽象的なものだったんですけれども、今回、それが細かに少し平易な言葉で表現がなされております。で、その中で、専決処分のあり方について2点あるわけですけれども、まず1点が、その事件について特に、特に緊急を要するためというのが1点。それと、もう一つが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである、明らかであるというこの2点が、専決をするための要件になっておるわけです。

で、今回、病院会計において、4,400万円の機器を購入した、これを専決でやったわけですが、専決でやっております。で、この病院の機器ですね、検査機器ですか、検査機器3点の4,400万円を購入する要件として、今の特に緊急を要するため、それと、もう一点の議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるという2点を、まず立証してください。

○議長（古本俊克）

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（古本俊克） 本会議を再開いたします。病院局事務長。

◎病院局事務長（薄井清広）

ただいまの御質問でございますが、御承知のように、颯田病院につきましては、従来から医師の確保、それから、施設の老朽化、それから、医療設備が古いということで、いろんな問題を出しております。こうした点は、さきの病院・老人ホーム対策特別委員会等におきましても、いろんな角度から問題提起をされておるところでございます。

こうした中で、この颯田病院の将来の方向性につきましては、昨年11月の28日の本会議において、御承認をいただいております。こうした中で、機器を整備するには、もう12月の補正には間に合わずに、3月の補正ということを考えておりました。

ところが、あいにく、この議会の方が、リコールというふうな問題もございまして、リコール後の本会議というのが、6月議会ということになります。それまでこの古い機器で地域の大切な医療をそのままにしておいていいのかという問題がございました。そうした中で、市民の方々の健康、それから、生命を守るために、どうしても必要な最低限の機器であるという認識の中で購入させていただこうということで専決をさせていただきました。

○議長（古本俊克） 31番 永露 仁議員。

◆31番（永露仁）

この機器の買いかえにつきましては、過去から、ずっと以前から、その要求があつておたはずだと思っております。急に古くなるわけではございませんので。診療等に差し支えがあるということで、かなり以前から買いかえ要求があつておたと思うんですが、いつごろから、その買いかえ要求はあつておりましたか。

○議長（古本俊克） 病院局事務長。

◎病院局事務長（薄井清広）

具体的にということではございませんけども、所管の厚生委員会、それから、病院・老人ホーム対策特別委員会等におきましても、何回とも、この建物とか機器が古いということで患者の減少がどんどん進んでいると、そういった報告が出されておる中で、特に、この機器の買いかえという問題が出てきておるところでございます。

○議長（古本俊克） 31番 永露 仁議員。

◆31番（永露仁）

当然、ずっと以前から、そういう場所場所で買いかえ要求があつておたということは認識しておられると思います。それで、そういう状況の中で、なぜ買いかえがなされなかったのか。

といいますと、あなたは先ほど、この機器の、古くなった機器のために、要するに、人の命にかかわる問題だということを言われましたけども、そう言われるならば、裏返しに言うと、あなた方は、この買いかえをしなかったということは、人の命を危険にさらしたという裏返しのことになるんですよ。なぜ、買いかえをその時点でなされなかったのか。

○議長（古本俊克） 病院局事務長。

◎病院局事務長（薄井清広）

先ほども説明をさせていただきましたけども、確かに、颯田病院を含んでの市の方向性ということにつきましては、結論が出ましたのが、11月の28日でございますので、その辺で御理解をいただければというふうに思います。

○議長（古本俊克） 31番 永露 仁議員。

◆31番（永露仁）

いわゆる、この議会で潁田病院に関する方向づけがなされましたのが、あなたが今言われました昨年11月の28日です。議会承認、冒頭に。であるならば、先ほど言われました、この機器の買いかえは人の命にかかわるものだと言われましたけども、そうであるならば、なぜ12月議会において追加提案でもなされなかったんですか。なぜなされなかったんですか。

といいますのはね、この専決というのは、議会の議決が要らないんですよ。議会の議決が要らないんです。だから申し上げておるんです。

○議長（古本俊克） 病院局事務長。

◎病院局事務長（薄井清広）

同じような答弁になりますが、これは、市民の皆様、それから、患者の皆様のために購入を、一日も早く購入したいという思いの中でさせていただきましたことでございますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（古本俊克） 31番 永露 仁議員。

◆31番（永露仁）

答えになってない。であるならば、あなたの言われることがそのとおりのならば、じゃ、なぜ、一日も早く買いかえなければ、差し支えがあると言うならば、その機会はあったはずでしょうが。わざわざ2月の26日に専決する前に、その以前に、そういう機会有ったはずでしょうが。なぜそのときに、きちんと出して議会の議決を得て買いかえをなさらなかったんですか。

○議長（古本俊克） 病院局事務長。

◎病院局事務長（薄井清広）

先ほども説明しましたけども、市の方向性というのが、この本会議で御承認いただきましたのが、11月の28日でございます。こうした中で、もう12月の補正にも当然間に合っておりませんし、次は3月ということを考えておりました。

ところが、先ほども言いましたように、リコールというふうな問題が出てきて、リコール後の本会議ということになれば6月、それから、実施になれば7月ということで、それでは時間がちょっとかかり過ぎるといった中で、専決処分をお願いしておるところでございます。何とぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長（古本俊克） 31番 永露 仁議員。

◆31番（永露仁）

田中部長、もうここは、あなたが答えた方がいいと思います。で、今、事務長が言われるには、12月議会の冒頭、11月28日に、病院の方向づけについて議会の承認が得られたわけです。方向づけが得られておるわけです。で、事務長言われるには、そのために3月まで、次の議会まで提案ができないということを理由の一つに、大きな理由に上げられたわけです。

ところが、その3月が、リコール等の問題で流れてしまったと、ですから、2月26日の専決以外にはなかったと、こういう理由づけなんです。でも、11月28日の冒頭での、議会冒頭での議会承認が得られたその議会の中に、その議会の中に、この機器購入の追加提案は不可能だったんですか。

○議長（古本俊克） 財務部長。

◎財務部長（田中秀哲）

これは、病院事業会計のことでございますけども、もちろん、今回、一般会計の方から繰り出し基準に基づきまして2分の1を補助金として出しております。これの専決につきましては、我々財政当局の方でも機器が相当古いと、何世代か前の機器を使っているということは、聞いておりました。ただ、いろんな部署で、飯塚市はいろんな部品関係につきましては、ぎりぎりいっぱいまで使えるところまで使うというところで、いろんな部署で、法定で決まっている分につきましては、恐らく、その都度、買いかえているものだというふうに思っておりますけども、この医療部品についても何世代前だから使えんと、そういう制約はないわけでございます。

ただ、先ほど、事務長の方から言っておりますように、それが、12月だったか、年明けてかというのは、私は正確には存じておりませんが、基本的には、もうこれ以上、このいろんな医療機器が今まで、言葉は悪いですけども、だましまし使ってきたかもわかりませんが、もう限界だということがわかったのが、恐らく、年明けての、1月か2月か、日にちはわかりませんが、その時点だったのかなと。そこで初めて、予算要求として上がってきたのは、その時点で予算要求があったわけです。機器が古いということは、当然、財政当局の方に上がっておりますが、予算という形で、補助金を繰り出してくださいという相談を具体的に要求という形で伺ったのは、この専決の前の、2月か1月か忘れちゃったけども、そういう時点でございます。ですから、であれば、やはり、先ほど事務長が答弁しますように、もうこれ以上待てない、限界まで来ているということであれば、一日も早く機器を新しい機器に買い替えて、それは当然であろうということで、一般会計の方からその繰り出し基準に基づいて、その2分の1をつけていったというのが実態でございます。

もちろん、専決というのは、質問者が言われますように、これはもう例外中の例外で、本来はすべてやっぱり議会に諮って、御相談して審議していただいて措置するというのが、これは本筋ではございます。ただ、そういうことからいたしまして、いろんな事情があって、議会の状態、リコールの問題もありましたし、期間の問題、いろんなことからいたしまして専決をしたものというふうに思っております。

○議長（古本俊克）

いいですか、質問者の31番 永露 仁議員。今、るこう質疑の内容をお聞かせ願っておるんですけどね、質疑がこうかみ合っていないような気もいたします。それで、はい、いいですか、31番 永露 仁議員。

◆31番（永露仁）

田中部長ね、私がお尋ねをしたのは、11月28日に議会の意思決定がなされたその12月議会は、21日までですか、最終日、21日までであっておるんですけども、その12月議会に、この機器の購入の追加提案は、手続上不可能だったのですかということをお尋ねしているんです。できたのですか、できなかったのですか。やろうと思えばできたのかということをお尋ねしておるんです。

○議長（古本俊克） 財務部長。

◎財務部長（田中秀哲）

やろうと思えば可能だったかも、可能だったと思います。ただ、今言いますように、やはり病院事務局でも、やはりぎりぎりまでその機器を使えるところまで使おうということで努力されていたんだろうというふうに私は理解しております。

○議長（古本俊克） 17番 人見隆文議員。

◆17番（人見隆文）

この専決の問題ですけど、多分聞きたい本音というのは、来年の4月から民間の医療機関、それも、地元の麻生飯塚病院の系列の病院に移譲することが、方向性として決まってる。そして、その中で、特別委員会でも論議があった医師の確保等々が、ちょうど、去年の11月から12月、特別委員会でも、るる報告を受けながら、医師の確保の進捗状況等が答えとして出されておったわけですね。で、多分、聞きたい本音は、今この時期に新しい機械を、言葉が適切かどうか、過去、ここ数年振り返ると、こんな議論もあってたんで、適切かどうかわかりませんが、手土産としてとか、こうして譲り受けていただくというそうした姿勢、持っていたら、受けとめてくださいという、そうしたことが一つあるのではないかと、そうした議論あってたんです。特別委員会で、何か特別配慮をしているんじゃないかとかいうような議論も数々あってたんです。

だから、そうした議会の批判が、一つは気になったのか、それとも、大事な命を預かると、先ほど来、何度も答弁されておりますように、命を預かるその主体者は医者なんですね。この医師

の確保が、甚だ困難を極めてる。そうした交渉事の中で、医者や、医師を確保するとは言いつつも、機械が古くて十分その機能を果たさない、それも、譲渡を1年後に控えて、医師の確保からすべてそろっていかなければ、担っていかなければならない来年4月以降の譲渡先の、そうした努力にも、また、そうした相手方の意見もきちっと聞き入れるためにも、医師の確保の上ではどうしてもいたし方なかった。

私は、このようなことが、一つ言えるのではないかという推測をいたしますので、どうか、そのあたりをはっきり答弁できるように委員会で審査要望をしておきたいと、このように思います。よろしいでしょうか。

○議長（古本俊克） 7番 後藤久磨生議員。

◎7番（後藤久磨生）

先ほどの議案第11号に対して、私は、審査要望については取り消しをさせていただきます。で、改めて、この13号の中で、やはり人見議員からも言われたように、そこら辺を、特別委員会では、3年後には取り壊して新しくという部分も出てました。

だから、この機械が、実際に新しく建て直したときに、使えれば価値はあるんですけど、そこら辺もいろいろと委員会の中で審査要望として出しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古本俊克）

先ほどの17番 人見隆文議員、それから、7番 後藤久磨生議員、31番 永露 仁議員の質問の内容ですが、審査要望でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

7番 後藤久磨生議員から、議案第11号についての審査要望は議案第13号の間違いであり、これを訂正したい旨の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案4件はいずれも厚生文教委員会に付託いたします。

議案第16号から議案第20号までの5件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案5件はいずれも総務委員会に付託いたします。

議案第23号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は市民経済委員会に付託いたします。

議案第25号から議案第27号までの3件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案3件はいずれも厚生文教委員会に付託いたします。

議案第28号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は総務委員会に付託いたします。

議案第29号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は市民経済委員会に付託いたします。

議案第30号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は厚生文教委員会に付託いたします。

議案第31号及び議案第32号、以上2件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑は

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本案2件はいずれも市民経済委員会に付託いたします。

議案第33号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本案は建設委員会に付託いたします。

議案第34号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本案は市民経済委員会に付託いたします。

議案第35号及び議案第36号、以上2件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本案2件はいずれも厚生文教委員会に付託いたします。

議案第37号から議案第39号までの3件を一括議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。3番 川上直喜議員。

◆3番(川上直喜)

議案第37号 専決処分の承認について(平成19年度飯塚市水道事業会計暫定予算)について伺います。まず、暫定予算ということですから、4カ月ということだと思うわけですが、この暫定予算を立てるに当たって年間の収支見通し、どのように見通しをされておるか、お尋ねいたします。

○議長(古本俊克)

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 再開

○議長(古本俊克)

本会議を再開いたします。上下水道部長。

◎上下水道部長(黒河健二郎)

失礼しました。上下水道の暫定予算について御説明します。一般会計と同様に、暫定予算につきましては、大体、年間の総給水量を1,546万1,746立方メートルを計画しておりまして、予算の第3条におきまして、収益的収入といたしまして6億4,153万5,000円を、また、支出といたしまして7億9,480万2,000円を計上いたしております。

資本的収入の第4条につきましては2億91万6,000円を、支出として4億3,867万7,000円を計上いたしております。これは、暫定の4カ月分を計上しておりまして、あっ、済みません、失礼しました。先ほど申し上げました第4条の資本的収入の2億91万6,000円と申しましたのは、2,091万6,000円を資本的収入として見ております。

○議長(古本俊克) 3番 川上直喜議員。

◆3番(川上直喜)

私が聞いたのは、この4カ月予算を立てるに当たって、年間予算、基本的な考え方があってね、この4カ月予算が出たと思ったわけですよ。それで、年間を見たときに収支のバランスはどのような見通しであるのかということ聞いたんですね。これは答えられないですか。

○議長(古本俊克) 上下水道部長。

◎上下水道部長(黒河健二郎)

申しわけありません。年間についてはちょっと、本日資料を持ち合わせておりませんので、大体概略的には、通年予算では、約1億5,000万円程度の赤字を見る予定で推計を立てております。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

予算書の9ページに、中ほどに番号で8番と書いてありますが、前年度未収金というのがあります。前年度決算見込み額は3億7,804万1,000円と、当年度予定額が1億7,009万9,000円という数字になってますね。この未収金の内訳を聞かせてください。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

確かに、この9ページの前年度未収金3億7,804万1,000円、当年度予定額1億7,009万9,000円につきましては、これは、この1億7,000万円は当然4カ月分の未収金でございまして、この中身につきましては、給水未収の部分も含めての分でございまして、その詳細については、申しわけございません、これも、ちょっと資料持ち合わせておりませんので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

この中には、水道料金未回収分が入るわけですね。で、繰り返しますけれども、前年度は3億7,804万1,000円の見込み額が出されておって、当年度は4カ月で1億7,009万9,000円の見込みと。で、これ、単純に12カ月に直していいのかわかりませんが、仮に、これ、4カ月ですから3倍しますと、5億1,029万7,000円になるんですね。で、そうしますと、未収金はふえるという見込みになっていくわけですね。そのように理解していいですか。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

給水収益の未収金につきましては、大体徴収率が98%でございまして、先ほど言いましたように、大体給水収益が20億ぐらいありますので、約、通常4,000万円ほどの未収というような形で推移をしておると考えております。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

そこで、4,000万円ほどのね、水道料金未収を見込んでおるということなんですけれども、前年はこの未収金によって、あなた方は2期4カ月滞納すると、給水停止しますね。この給水停止は、前年何件ありましたか。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

大体、停水予告は400件ほど毎月出します。しかし、実際に停水するのは約200件でございます。それからいいますと、月200件の12カ月分というような形で推定をしております。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

毎月200件程度給水停止をしておると。で、推定すると、年間2,400件停止しておるわけですね。で、実は、昨年の7月号「広報いづか」に、給水停止処分の実施という記事が載っています。合併して3カ月後ですね、大変驚いた方もおられると思います。「合併後は、負担の公平を期する上で統一した方式で給水停止処分を実施いたしますので、御理解をいただきますとともに、納入期限内でのお支払いをよろしく願います」というふうに書いてあるわけですね。この記事は、この時期にどういう目的で出されたんですか、お尋ねします。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

その記事につきましては、合併によりまして従来それぞれの町、市で、停水の時期、それから、規定が統一されておりませんでした。そういう形で、先ほど言われましたように、停水の確立といえますか、そういう形を統一するために統一的な期間をもって停水を実施・確立していこうというような形で、改めて市報に掲載をいたしまして、住民周知を図ったところでございます。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

給水停止に至る段取りというのはおかしいですけども、手続はどういうふうになってますか、お尋ねします。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

現在、飯塚市は合併いたしまして、隔月検針、隔月徴収ということになっておりますので、2カ月ごとに料金をいただくような形を、システムをとっておりますので、納期が大体月末でございますので、納期を過ぎた後に、まず、督促状、それから、その督促後に催告状、それから、停水予告、停水通知といった大体主な流れで、さっき言われましたように、実際に停止をするのは2期滞納された方ということで、実際の納期から大体5カ月から6カ月ほど過ぎた後に停水をするような形、ただ、その中でも、停水通知を出した後にも、個人的にいろいろな相談、分割納入あたりの相談を受けまして、停水につきましては、もうやむを得ず処置というような形での停水をするということで、生活困窮者については配慮をしているつもりでございます。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

それで、給水停止するまでの流れはわかりました。それでは、給水停止をした後ね、その停止された方の御家庭について何か対応をしておりますか。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

特に対応はやっておりませんが、うちの方は、定例的な検針日には検針に行っておりますので、その際、その検針の都度、その世帯につきましてはメーターの検針を行う等はやっております。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

大変なことだと思うんですね。命の水ですよ、それを止めて平気という態度ですよ。読売新聞が4月7日付で、一切放置し、4歳兄、生ごみ食べ生存、1カ月以上、母帰宅して驚いたと、これは、4歳の長男を母親が遺棄したという特殊な例ではあるんだけども、記事読みますと、生き延びた長男4歳が、生ごみや生の米、冷蔵庫内のケチャップ、マヨネーズなどを食べて命をつないでいたことが、札幌地裁などの調べでわかったと書いてます。で、水はどうだったのか、こう思いをはせなければならんと思うわけです。で、あなた方は、水を止めておいて、そして、その家庭がどうなっているのか、後、アプローチしない、サポートしてないでしょ。で、高齢者支援課、あるいは、その他福祉系統、連絡とってますか、とってないでしょ。これは、直ちに改めなければならんと思うわけです。北九州、福岡、飯塚でもそうですけども、孤独死が相次いでますよ。で、水の面から、それを助長するようなことを、この格差と貧困が拡大している中で行ってはならんと思うわけですね。

それで、このお金の回収ということも大事です。同時に、もともと水道法があるでしょ。その水道法の2条には、2項でこう書いてますね。国民は……ちょっと、省略しまして、みずからも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなけれ

ばならない、こういう中には、お金も払うというのが入ってるだろうと思うんですよ。ところが、その前に、根本において、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって、公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与することを目的とするということで水道法があって事業が行われておるわけです。だから、ここに立ち返って、福祉のために力を注がなきゃならないと思うわけですね。

で、質問を続けます。で、25ページ。

○議長（古本俊克）

川上直喜議員、さっきの質問はもう終わったんですか。次ですか。はい。どうぞ。

◆3番（川上直喜）

25ページの一番下の段に、漏水調査委託料というのがあります。で、翻ってみますと、昨年の飯塚市公営企業会計決算審査意見書という中で、庄内と潁田の水道事業について厳しい指摘を受けてますね。

で、例えば、庄内はこう書いてあります。近年、給水原価が著しく上昇しており、供給原価との均衡が保たれていません。また、有収率においては、昨年の87.1%から11.7ポイント減少し、75.4%と極端に悪くなっており、今後、早急な原因解明と改善が望まれます。

で、潁田はもっとすごいんですよ。潁田を少し読みますと、本来の企業会計の経営状態とはとても言いがたいものとなっています。また、有収率については、昨年度の87.2%を10.7ポイントも下回り76.5%となっていますが、この悪化の原因究明、対処策は施されておらず、さらに、1立方メートル当たりの給水原価も供給単価を大きく上回っている状態で、改善の糸口さえ見えない状況となっており、企業会計として、本来の経営状態とは遠くかけ離れたものとなっています。こんなことまで書かれているんですね。

で、これは、しっかり受けとめられたと思うんだけど、受けとめられて、どういう手だて、改善を行われておるのか、お尋ねします。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

言われますように、有収率と言いますのは、配水池から出た水と家庭で使われた水の比較でございまして、大体、全国では90%から91%ぐらいが平均というか、大体どの市町村でもその10%をどうにか、その漏水がどこであっておるのかというのを苦慮しているのが現状でございまして、先ほど言われました潁田、庄内につきましては、非常に少ない有収率75%台というような形が出ておりまして、これにつきましては、いろいろな原因があろうかという形で、うちの方も、最重要課題として検討しておるところでございまして、まず、配水池からの流量計が正しいのか、それから、夜間にその水量を見まして、大体使ってない、夜間は使ってないと思われるところで異常に配水池から出てるんじゃないかという形で、まずは、その漏水がどこでどのような形で行われているかを集中的に庄内、潁田につきましては、音聴調査等の漏水探査を委託いたしまして調査を行っております。

そういう形で、少しずつではありますが、成果が出てきております。そういう形で、漏水箇所が発見等があつて、成果はあつておるつもりでございまして、多分平成18年度には若干の改善の見通しが立つ予定でございまして。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

次の質問ですね。この予算書の中に、第8期拡張事業というのがあります。これの概要とその事業展開に要する費用の見込みをお尋ねします。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

この第8期につきましては、今回、条例改正でも上げておりますように、基本計画をつくりまして、給水人口、給水地域の見直しを行いまして、それに伴います施設の統廃合、まず考えられ

ますが、潁田地区の配水池の整備を行う予定でございまして、これ、全体のこの8括の整備事業は、一応、20億円から30億円をかけた整備事業を計画しておりまして、先ほど、繰り返になりますますが、全体の施設の統廃合、それから、布設がえ等を含めた整備事業を計画しているところでございます。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

その水の事業は、住民の衛生福祉にとって決定的に重要なものですから、特別に重視して事業を進める必要があるんですけども、その費用対効果の面では、慎重な検討が必要だと思うんですね。今、第8期拡張事業費見込みが20億円から30億円という非常にアバウトな数字ですね。これを正していく必要があるんじゃないかと思うんですね。

それで、次に行きます。28ページに、中ほどに委託料、浄水場運転管理業務等委託料というのがありますけれども、現在、浄水場の管理運転については、民間委託してますね。その状況をまず聞かせてください。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

有人での管理委託は今7浄水場あります。この7浄水場と検針業務を一つの業者に複数年契約で民間委託をやっております。7つの浄水場につきましては、24時間運転をやりますので、それぞれ二交代制、それから、三交代制での運転管理業務を委託しているところでございます。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

日本共産党は、浄水場の管理委託、民間に丸投げしてほしいということについては反対いたしました。で、その理由は、1つは安全の問題ですね。それから同時に、必ずしも、この民間委託が経費削減にはつながらないのではないかという観点です。で、あなた方は、人件費が節約できるということだけを強調されるけれども、トータル見た場合はどうなのかというのが問われてくると思うわけです。

次の質問、この水道事業にかかわって、次の資料がありますか。岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事に係る事件に関する調査報告書、これが、あなた方の手元にありますか。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

その報告書は、上下水道局が作成しておりますが、この場には持ち合わせておりません。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

これは、どういう文書ですか。内容の主な点、取り扱いについてお尋ねします。

○議長（古本俊克）

わかりますか、上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

これは、庄内の浄水場の改築に絡みまして議員と、あっせん利得収賄事件に発展いたしました事件のてんまつ書というか、概要を取りまとめたものでございます。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

答弁で聞かれなかったのでお尋ねしますけれども、この文書作成はいつですか、取りまとめは。

○議長（古本俊克）

川上直喜議員、今の質問ですけども、この予算との関連が全然ないわけじゃないでしょうけれども、そこまで質問、中、突っ込んでいきますか。

◆3番（川上直喜）

これは、最後、予算に戻る質問なんでね。

○議長（古本俊克）

その予算の方に展開していただければ助かりますが、はい。上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

たしか、平成19年の1月に作成したものと思います。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

この調査報告書、私は非常に重要な内容があるだろうと思うわけです。と申しますのも、実は、昨年の6月議会で、浜本水道事業管理者は日本共産党の、当時、本田文吉議員の質問に答えて、こう述べられておるわけですね。この事件に関してですよ。「もし、賠償請求及び告訴をしなきゃならないという事態が判明したならば、それ相当の損害賠償請求措置を講じなきゃならないと、このように考えております」、このように答弁されましたね。覚えがありますね。答弁してください。

○議長（古本俊克） 上下水道事業管理者。

◎上下水道事業管理者（浜本康義）

覚えがあります。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

そういう立場を議会で表明されたわけですが、その後いろいろ調査もされた。裁判も有罪が確定したという状況の中で、この報告書まとめられたんですね。で、この報告書まとめて、あなた方は今後どういう取り組みをする予定なのか、聞かせてください。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

この事件につきましては、確かに有罪で判決はおいておりますが、後、住民訴訟に発展いたしまして、今現在、住民訴訟で裁判中でございますので、その裁判を見ながら今後判断していきたいと考えております。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

住民の皆さんは、その損害賠償請求を関係者に行うべきだということを言われておるわけですよ。で、あなた方はどう答えているんですか。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

その中で、そういう形で、その、いろんな経過が裁判の中で明らかになるかと思っておりますので、そこでの推移を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

ことし1年間、収支バランスを見てみると、1億5,000万円程度赤字になりそうだとおっしゃいましたね。それから、市民の皆さんからの未回収分、使用料未回収分が4,000万円ぐらいになりそうだというふうに言われましたね。で、そう言う一方で、あなた方は第8期拡張事業、どのぐらいの費用になるかと言うと、20億円から30億円だという非常にアバウトな話もされました。それで、今回の庄内の事件については、損害賠償請求額は、いろんな見方があると思うけど、数千万円ですよ。むしろ1億に近いと言ってもいいですよ。

で、これについて、あなた方は、その浜本水道事業管理者の言明にもかかわらず、今もってこれをやろうとしない。これはどうしてですか。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

先ほども言いましたように、住民から、確かに住民訴訟で損害賠償、たしか議員、それから、旧職員に9,000万円何がし、これは談合があったのではないかというような形での損害賠償の住民訴訟が出てるわけなのでございます。そういう形で、その中で、先ほども言いましたように、いろいろなお互い弁護士がついておりますので、やりとりがあろうかと思っておりますので、そのあたりで今後判断をしていくのが妥当かなと思っております。

○議長（古本俊克） 3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

そしたらね、先ほど読み上げた水道事業管理者の答弁は、告訴しなきゃならないという事態が判明したならばという条件つきなんです。で、あなた方は調査したわけですよ。で、その調査が、先ほど私が述べたこの調査報告書なんです。で、この調査報告書が一つのポイントなわけですよ。ですから、この重要な内容を含むこの調査報告書を公表する考えはないですか。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

確かに、情報公開につきましては、関係課と協議を行いながら、個人のプライバシーにかかわる部分もありますので、検討しながら、今後関係課と協議しながら報告したいと思います。

○議長（古本俊克）

川上議員、いいですか、川上議員、今、執行部もきちっと答弁してますので、できれば予算の方へ入ってください。はい。

◆3番（川上直喜）

それでは、今の関係のところで相談して公表を検討するということですので、それは確認しておきます。

で、最後です。御承知のとおり、今、格差と貧困の新たな広がりの中で、増税もあれば公共料金の引き上げもあるという状況です。で、介護保険料に至っては、最初から年金の場合は天引きですからね、払えと言うんじゃないんで取り上げてるわけですから。

で、そういう状況の中で、あなた方は、昨年来、平成20年度あたりから、2億円から3億円分足りなくなる見込みがあるので、収支が足りなくなる見込みがあるので、市民の皆さんに受け持ってもらいたい、この負担を。つまり水道料の値上げをしたいというふうに言われておるわけですよ。ところが、今、私ずうっと聞いてみてみますと、水道料を値上げする必要ないですね。いろんな形でもっともっと努力すれば、水道料値上げする必要ないですよ。ですから、きょうは、暫定予算の審査ということになってますけども、水道料の値上げをしないという立場で、この予算執行に当たってもらって、それを言明できませんか、お尋ねします。

○議長（古本俊克） 上下水道部長。

◎上下水道部長（黒河健二郎）

水道料金を値上げしませんという言明は、この時点ではできません。

○議長（古本俊克）

いいですか、もう。3番 川上直喜議員。

◆3番（川上直喜）

じゃ、私の方からは、この水道料の値上げ、やるべきでないということを述べて、この質問を終わります。

○議長（古本俊克）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案3件はいずれも建設委員会に付託いたします。

議案第40号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は厚生文教委員会に付託いたします。

議案第41号から議案第43号までの3件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案3件はいずれも総務委員会に付託いたします。

議案第44号を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は厚生文教委員会に付託いたします。

議案第45号から議案第49号までの5件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案5件はいずれも総務委員会に付託いたします。

議案第50号から議案第54号までの5件を一括議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。27番 道祖 満議員。

◎27番（道祖満）

議案第52号、議案第53号についてですけれど、これも、厚生文教委員会に付託されますけれど、議案第1号、2号、3号と同じように、53号については地番がちゃんと載っておるわけですが、飯塚市立へき地保育所というのは、地番も載ってないわけですね。

ですから、くどくは言いませんけれど、委員会の中で場所をちゃんと指摘して、面積、耐用年数とか、そういうこともきちっと資料として出して、十分な審議をしていただきますようお願いいたします。

○議長（古本俊克）

これは審査要望ですか、はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案5件はいずれも厚生文教委員会に付託いたします。

議案第55号及び議案第56号、以上2件を一括議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案2件はいずれも市民経済委員会に付託いたします。

お諮りいたします。明4月10日から4月15日までの6日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、明4月10日から4月15日までの6日間は休会と決定いたしました。なお、この間、御苦勞とは存じますが、各委員会の開催をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時47分 散会

△出席及び欠席議員

(出席議員 34名)

- 1番 古本俊克
- 2番 松本友子
- 3番 川上直喜
- 4番 楡井莞爾
- 5番 秀村長利
- 6番 原田佳尚
- 7番 後藤久磨生
- 8番 江口 徹
- 9番 梶原健一
- 10番 芳野 潮
- 11番 八児雄二
- 12番 田中裕二
- 13番 上野伸五
- 14番 鯉川信二
- 15番 田中博文
- 16番 安藤茂友
- 17番 人見隆文
- 18番 柴田加代子
- 19番 兼本鉄夫
- 20番 藤浦誠一

- 21番 吉田義之
22番 市場義久
23番 瀬戸元
24番 永末壽
25番 西秀人
26番 田中廣文
27番 道祖満
28番 岡部透
29番 佐藤清和
30番 藤本孝一
31番 永露仁
32番 森山元昭
33番 東広喜
34番 木下昭雄

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 良 人
議事課長	安 永 円 司
書記	許 斐 博 史
書記	井 上 卓 也

●説明のため出席した者

市長	齊 藤 守 史
副市長	上 瀧 征 博
教育長	森 本 精 造
上下水道事業管理者	浜 本 康 義
企画調整部長	縄 田 洋 明
総務部長	坂 口 憲 治
財務部長	田 中 秀 哲
経済部長	梶 原 善 充
市民環境部長	都 田 光 義
児童社会福祉部長	則 松 修 造
保健福祉部長	永 尾 敏 晴
公営競技事業部長	城 丸 秀 高
建設部長	林 國 数
都市整備部長	山 北 康 夫
上下水道部長	黒 河 健二郎
教育部長	上 田 高 志

議事係長	久 世 賢 治
書記	太 田 智 広
書記	城 井 香 里
生涯学習部長	鬼 丸 市 朗
病院局事務長	薄 井 清 広
行財政改革推進室長	村 瀬 光 芳
国県道対策室長	宮 嶋 寛
財政課長	実 藤 徳 雄